

特定非営利活動法人全国小規模保育協議会
テーマチャプター規約

1. テーマチャプターとは(定義)

特定非営利活動法人全国小規模保育協議会（以下、「協議会」という。）のテーマチャプターは、小規模保育の充実発展をめざし、テーマごとに会員同士が学びあい相互交流を図る場です。小規模保育をより良い制度にするため、小規模保育事業者の声を自治体へ届けたり、互いの知識や経験を共有し、研修等を実施することで、小規模保育の質の確保と向上に寄与することを目的とします。

2. テーマチャプターの要件

テーマチャプターは、正会員3名以上によって構成され、協議会の理事会を経て認定されます。認定には、所定の書類の提出が必要です。なかま法人会員、なかま個人会員の参加も可能です。協議会に未加入の場合、テーマチャプターの活動やイベントに必要なに応じて、オブザーバーとして参加することが可能ですが、入会を推奨します。

3. テーマチャプターの役割、やること

テーマチャプターは、事例を共有したり、勉強会などの集いを開催します。また、制度の改善提案が必要な場合には、自治体への働きかけなども、協力して行います。目安として、2ヶ月に1度以上、自主的な活動を行います。

4. テーマチャプターの運営について

テーマチャプターの代表者及び事務所について変更があった場合は、協議会事務局まで報告します。チャプターでイベントを開催する場合は、協議会事務局から「イベント助成費」が支払われます。(※条件あり)

5. テーマチャプターの更新について

テーマチャプターは、1年の更新制とします。4月から翌年3月までの活動とし、更新の際は、2月末までに、協議会事務局へチャプターメンバー名簿及び活動報告書を提出します。(※所定様式あり)

6. テーマチャプターへの入退会及びメンバー管理について

協議会のホームページに、テーマチャプターの連絡先を明記します。テーマチャプターへの入退会手続き及びメンバー管理は、各チャプターが直接行います。初回認定時及び年1回の更新時に、協議会事務局へチャプターメンバー名簿を提出するものとします。(※所定様式あり)

7. テーマチャプターの活動報告について

年に1回、協議会総会に1名が招待され、テーマチャプターの活動報告を行います。また、会員メーリングリストや、協議会のホームページで活動を紹介することができます。

制定：2021年2月24日

